

納めた国民年金保険料は 全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、所得税と住民税に係る申告の際、全額が社会保険料控除の対象になります。この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が必要です。日本年金機構より11月上旬または翌年2月上旬に送付される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を、年末調整や確定申告の際には必ず添付してください。

▼11月送付対象者

1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人

▼翌年2月送付対象者

10月1日から12月31日までの間に今年をはじめて国民年金保険料を納付した人

※家族の国民年金保険料を納付した場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができます。家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。

問 町民課住民係

☎ 985-4106

松山西年金事務所

国民年金課

☎ 925-5175

相続した年金型保険の所得税が取り消しに

「遺族が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならない」とする最高裁判所の判決がありました。

過去5年分は請求により還付

これにより、平成17年分から平成21年分までに納めすぎとなっている所得税がある人は還付しますので、必要な手続き（更正の請求または確定申告など）をお願い

します。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。か、税務署にお問い合わせください。

※平成17年分について、早い人は還付期限が22年12月末です。

※受け取った年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、相続税や贈与税の納税額が生じなかった人も対象となります。

問 松山税務署

☎ 941-9121

パート収入と税金

夫は会社勤務、妻はパート収入だけの場合、パート収入は給与所得となり、年収から給与所得控除（最低65万円）を引いて求めます。

●夫の配偶者控除・配偶者特別控除

妻のパート収入が103万円以下なら配偶者控除を、103万円を超えても141万円未満なら配偶者特別控除を受けることができます。配偶者特別控除は妻のパート収入が増えると減少します。

●妻の税金

パート収入が103万円以下なら所得税は課税されませんが、町民税は課税されることがあります。町民税には所得割と均等割があり、所得割の非課税限度額は総所得金額などの合計が35万円以下とされ、パート収入が100万円を超える場合に課税されます。均等割は合計所得金額が28万円以下

下とされ、パート収入が93万円を超える場合に課税されます。

控除と課税の関係

配偶者の パート収入	配偶者 控除	配偶者 特別控除	配偶者自身の課税		
			所得税	町県民税	
				所得割	均等割
93 万円以下	○	×	非課税	非課税	課税
93 万円超 100 万円以下				課税	
100 万円超 103 万円以下					
103 万円超 141 万円未満	×	○	課税	課税	課税
141 万円以上		×			

※合計所得が1,000万円を超える場合、配偶者特別控除は受けられません。

問 税務課町民税係（町民税）

☎ 985-4110

松山税務署・電話相談センター
☎ 941-9121

（所得税）

松山税務署

年末調整説明会

日時	会場
11/16 ㊤ 14時～16時	松山市総合コミュニティセンター キャメリアホール
11/17 ㊤ 10時～12時	松前総合文化センター 広域学習ホール
11/18 ㊤ 14時～16時	砥部町中央公民館 2階講座室
11/24 ㊤ 14時～16時	久万高原町産業文化会館 研修室
11/25 ㊤ 14時～16時	東温市役所 4階大会議室

※お車での来場はご遠慮ください。

※国税庁のホームページの利用を
国税に関する知識（タックスアンサー）や申告手続き、路線価図、通達などを掲載しています。
ホームページ <http://www.nta.go.jp>

※平成22年分年末調整
本年は源泉徴収税額の計算方法など基本的事項の改正はありません。

☎ 松山税務署 ☎ 941-9121

自然にふれながらの清掃活動に参加しませんか？

ふるさとの水辺清掃ウォーク in 大井手川・神寄川

11/14日

8時30分～（雨天中止）

A エリア	新戸大橋～西古泉水源地
集合場所	別当大橋の南側
B エリア	永恵橋～無名の橋
集合場所	恵久美グラウンド
C エリア	無名の橋～無名の橋
集合場所	みずば工業神崎倉庫

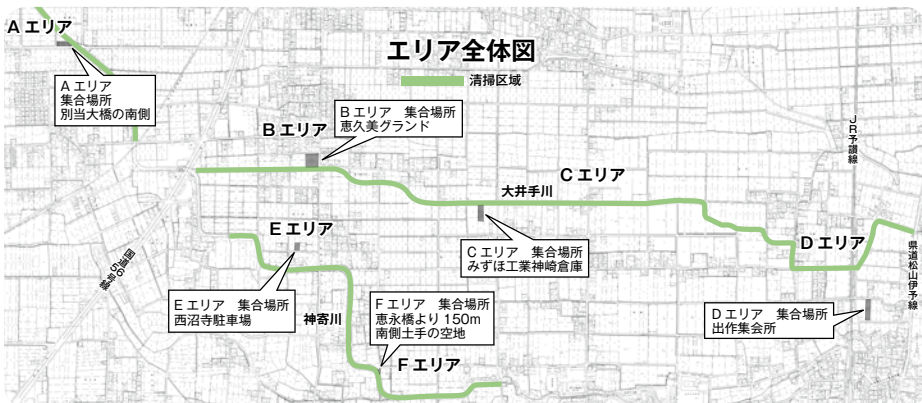
D エリア	無名の橋～県道松山・伊予線
集合場所	出作集会所
E エリア	無名の橋～恵永橋
集合場所	西沼寺駐車場
F エリア	恵永橋～無名の橋
集合場所	恵永橋より150m南側土手の空地

●持参するもの

清掃に必要な手袋や飲み物など

●その他

ごみ袋は用意します。雨天などにより中止する場合は、当日の7時30分に防災行政無線で放送します。



問 町民課ごみ対策係
まちづくり課管理係

☎ 985-4117
☎ 985-4156

1月4日から 町税の証明には本人確認が必要になります

本人になりすました各種証明の不正な請求を防ぐため、1月4日から証明の申請時には本人確認が必要となります。個人情報保護のため、ご理解とご協力をお願いします。

●対象となる証明書など

評価証明書、公課証明書、固定資産税課税台帳兼名寄帳証明書、固定資産税課税台帳兼名寄帳の閲覧、所得証明書、課税証明書、非課税証明書、納税証明書（継続検査用の軽自動車税納税証明書を除く）、完納証明書、所在地証明書など

●本人確認の方法

証明申請の際、窓口に来た人の本人確認書類を提示してもらいます。代理人の場合は、さらに委任状など代理権限を証明する書類が必要です。

●本人確認書類

①官公署発行の顔写真付きの書類の場合は1点
運転免許証、パスポート、顔写真付き住民基本台帳カード、身体障害者手帳、外国人登録証明書など

※有効期限内で、明確に本人と確認できるものに限る。

②前記①の本人確認書類を提示できない場合は次の中から2点

顔写真なしの住民基本台帳カード、医療保険証、年金手帳、年金証書、介護保険証など

③前記②の本人確認書類を1点しか提示できない場合は次の中からもう1点

民間企業の社員証、氏名と住所の記載された公共料金の領収書、官公署発行の本人宛郵便物など

問 税務課管理収納係 ☎ 985-4109

町営住宅の入居者を募集します

- ▼申し込み資格
- ①～⑨の条件をすべて満たす人
- ① 町内に住所または勤務場所を有すること
- ② 同居または同居しようとする親族（事実上婚姻関係と同様の人や、近く婚約する婚約者を含む）があること
- ※家族を故意または不自然に分割や合併する世帯は不可
- ※次のいずれかに該当する人は、単身入居が可
- ・60歳以上の人、身体障害者（1～4級）、生活保護者など
- ③ 入居する世帯員の収入合計が、法令で定めた基準内であること
- ④ 現在、住宅に困窮していることが明らかなこと
- ⑤ 申込者および世帯全員が地方税などを滞納していないこと
- ⑥ 申込者および世帯全員が暴力団員でないこと
- ⑦ 条例に違反し、町営住宅の明け渡しを求められたことがないこと
- ⑧ 契約時に家賃2カ月分の敷金を納められること
- ⑨ 契約時、次の条件をすべて満たす連帯保証人2人が連署できること
- ・町内に住所があり入居申込者と同程度以上の収入を有する人、2人がそれぞれ別世帯の人

住宅名	階層	部屋	浴室	トイレ	家賃	駐車場
江川住宅 210 号	1 階	3 D K	○	水洗	12,400 円 ～32,900 円	×
江川住宅 316 号	4 階	3 D K	○	水洗	10,500 円 ～27,800 円	×
江川住宅 411 号	3 階	3 D K	×	水洗	11,100 円 ～27,400 円	×
平松住宅 139 号	1 階	2 D K	×	水洗	5,000 円 ～13,300 円	×
平松住宅 152 号	1 階	2 D K	×	水洗	5,000 円 ～13,300 円	×
堅田住宅 2-3 号	1・2 階	2 D K	○ 狭い	汲取り	7,400 円 ～16,200 円	×
改良住宅 8-3 号	2 階	3 D K	○	水洗	17,000 円	○
改良住宅 9-4 号	2 階	3 D K	○	水洗	17,000 円	○

※浴槽・給湯設備などは入居者負担です。
※平松住宅、堅田住宅のテレビ用アンテナは入居者負担です。

▼家賃 毎年度、入居者の所得状況などで算定

▼申込書の交付・受付期間

11月1日（月）～11月12日（金）

※申込書に、世帯全員の住民票の写し、平成22年度（平成21年中の所得）の所得証明書と地方税などの完納証明書の添付が必要です。

▼申込先 まちづくり課町営住宅係

☎985―4112

太陽光発電システム設置費補助金の申請受け付け再開

- 住宅用太陽光発電システムの補助金交付申請の受け付けを、10月1日から再開しました。
- ※国（経済産業省）が定める「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金」を受ける人に対して、町が上乘せ補助するものです。
- ▼対象者（すべての条件を満たす人）
- ① 自ら居住する町内の住宅に、発電システムを設置した人または自ら居住するために、町内に発電システム付き住宅を購入した人
- ② 国の補助事業者「一般社団法人太陽光発電協会太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）」で、発電システム設置補助金交付決定通知書を受けた人
- ③ 市町村税や介護保険料、後期高

齢者医療保険料を滞納していない人

▼申請期限

平成23年3月31日（木）

※予算の範囲内で交付（先着順）

▼補助金額 太陽電池モジュールの公称最大出力1kW当たり7万円（28万円（4kW）が上限）

▼申請方法

補助金交付申請書に必要な書類を添付して提出してください。必要書類には、「J-PECから受ける補助金交付決定通知書の写し」が含まれていますので、まずは必ず、国へ申請手続きをしてください。申請書は町ホームページからダウンロードできます。

☎町民課生活環境係

☎985―4117

平成23・24年度入札参加資格審査申請を受け付けます

平成23・24年度に町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等、業務委託や物品等の入札への参加資格審査の申請受け付けを次のとおり行います。

▼受付期間 11月1日（月）～12月24日（金）

財政課窓口、ホームページに詳細を掲示しています。前回の様式は変更されていますので、必ず新しい様式で提出してください。

☎財政課入札検査係

☎985―4157

第2回血管いきいき☆糖尿病予防のついでに

健診で「血糖値が高い」「糖尿病予備軍」と言われたことはありませんか。自覚症状がないからといって放置しておくのはとても危険です。ご自身だけでなく、家族や糖尿病について関心のある人はぜひご参加ください。

「糖尿病予防のコツ」を一緒に学びましょう。

▼日時 12月6日（月）9時30分～12時

▼内容 「へえ」と納得「糖尿病予防」～医師の講話と質問タイム～ 講師 医師 宮岡弘明先生

▼会場 松前町総合福祉センター2階 集会室

▼定員 約60人

▼申し込み方法 電話でお申し込みください。

▼締め切り 12月3日（金）

▼申込先 健康課保健センター係

☎985―4118

松前総合文化センター会館自主事業

ヨネスケ文化講演会

テーマ 晩ごはんから見る日本の食文化

人情味あるキャラクターで幅広い年齢層に親しまれ、日テレの「突撃!隣の晩ごはん」では全国津々浦々の家庭にいきなり訪問。アポなし訪問ながら、最終的に歓迎されてしまうのは、やはりヨネスケの人柄によるもの。そんなヨネスケの文化講演会を開催します。

チケット好評発売中

- 日時 12月11日（土）14時（開場13時）
- 場所 松前総合文化センター 広域学習ホール
- 料金 （全席自由）
前売り券800円 当日券900円

※未就学児童の入場はご遠慮ください。
※前売り券が完売した場合は当日券はありません。

○プレイガイド 松前総合文化センター、エミフルMASAKI、いよてつ高島屋、松前町商工会、フジグラン松山

☎松前総合文化センター ☎985-4139

子どもから大人まで 一緒にさわやかな汗を流しませんか

松前町ふれあい健康マラソン大会



- 日時 12月5日（日）9時～
小雨決行（予備日12月12日）
- 集合場所 松前浄化センター
- コース 塩屋海岸沿岸道路
- 種別
- ①ふれあいコース（2km）
・男子の部（小学4年生以上）
・女子の部（小学4年生以上）
・ファミリーの部

- ②ふれあいコース（3km） ・中学生男子
- ③挑戦コース（5km） ・高校生以上の男女

※ 小学3年生以下は親子でファミリーの部に参加してください。

○参加資格 町内に在住または在勤・在学している健康な人

○申し込み方法 松前公園体育館、松前総合文化センター、東・西・北公民館にある申込書を提出してください。

○締め切り 11月12日（金）17時

☎社会教育課社会体育係 ☎985-4138

お急ぎください

父子家庭の児童扶養手当申請

申請期限 11月30日☎

7月31日までに支給要件を満たす人
→8月分から支給

8月1日～11月30日に支給要件を満たす人
→要件に該当した日の翌月分から支給

* 11月30日を過ぎると申請の翌月からの支給になります。お早めにお問い合わせを。

☎福祉課児童福祉係 ☎985-4114

家屋を取り壊したら忘れず届け出を

固定資産税の課税対象となる家屋を取り壊した場合は、年内に松山地方法務局で建物滅失登記を行うか、役場に届け出が必要です。これらの届け出を忘れると、翌年度も取り壊した家屋が固定資産税の課税対象となる場合がありますので、ご注意ください。

☎税務課資産税係 ☎985-4111

松前町健康増進計画「みんなで松前(まつさき)元気計画」を見直しました

平成17年の策定から5年が経過した松前町の現状について、評価、見直しを行い、これまでの5本の柱(食生活・運動・こころ・歯・たばこ)に『健診』を追加しました。

こころ

☆5年間で

20~40歳代で心が疲れていると感じる人が多くなり、悩みを相談できる相手のいない人、睡眠不足と感じている人も増えています。

★個人の目標

- ・一人で悩まずに誰かに相談しよう
- ・心の健康や自殺予防について理解を深めよう

★まちの目標

「悩みを相談できる相手がいる人」を増やし、「睡眠不足と感じている人」を減らすために、心の健康や自殺の予防、相談窓口などの情報を提供します。

運動

☆5年間で

運動習慣のある人が全体的に減っており、特に30~50歳代で減少しています。

★個人の目標

- ・1日あと1,000歩(約10分)歩こう

★まちの目標

「運動不足と思う人」や「肥満者(BMI:25以上)」を減らすために、簡単に楽しくできる運動を紹介します。

食生活

☆5年間で

20歳代では朝食を食べる人やバランス良く食べる人が、40歳代では家族や友人と食事をしている人が減っています。

★個人の目標

- ・朝食を毎日食べよう
- ・食事のあいさつに気持ちを込めよう

★まちの目標

「朝食を毎日食べる人」や「家族や友人と週に4日以上食事する人」を増やすために、食生活についての正しい知識や情報を提供します。

新 健診

20年度の特健健診の受診率は35%で、そのうち40~50歳代の受診率が低くなっています。未受診の理由は「健康に自信がある」が最多でした。腹囲が基準以上の人の割合は男性は44%、女性は23%でした。

★個人の目標

- ・年に1回は、健診を受けよう

★まちの目標

メタボリックシンドロームの言葉とその意味を知っている人、特定健診と保健指導の実施率、各がん検診の受診率を増やすために、地域のいろいろな自主グループ単位を対象として、健診の必要性や健康づくりについての学習会を開催していきます。

たばこ

☆5年間で

たばこを吸う人の割合は、男性はかなり減少しましたが、女性は若干増加していました。

★個人の目標

- ・特に妊婦、産婦、若い女性は禁煙しましょう

★まちの目標

「喫煙者の割合」や「妊婦の喫煙率」を減らすために、禁煙に関する情報の提供を充実します。

歯

☆5年間で

定期的に歯科健診を受けている人が増え、全体的に改善しています。

★個人の目標

- ・かかりつけ医を持ち、定期的に歯石を除去しましょう

★まちの目標

「定期的に歯石除去をする人」や「歯間部清掃器具をほぼ毎日使用する人」を増やすために、成人歯科健診の受診勧奨を推進していきます。

健康課保健センター係 ☎ 985-4118

宝くじ助成事業で整備しました

宝くじ助成により、出作地区と新立地区にお祭り用具一式が整備されました。

町民課コミュニティ係 ☎ 985-4228

◆出作地区
お祭り用具一式



◆新立地区
お祭り用具一式

